

# 東京外環自動車道 八潮パーキングエリアランプ橋(鋼上部工)南工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	・特記仕様書 概略工程表	小割ヤード(葛川避溢橋)の借地期間について特記仕様書6-3では令和7年3月～令和8年10月となっておりますが、概略工程表の備考には令和7年3月～令和7年10月、令和8年3月～令和8年10月と記載されています。概略工程表が正しいと考えてよろしいでしょうか。	概略工程表は発注者で想定している使用期間を記載していますが、借地期間としては令和7年3月～令和8年10月です。
2	・金抜設計書 単価表一項目番号44 「鋼構造物の架設 鋼橋の現場溶接工」	A～Dランプ橋全般の主桁が現場溶接継手のため出来形・溶接の品質確保の観点から継手部をベント等の架台で支持する必要がありますが、架設地点のヤード条件でベントが設置できない場合は当該箇所の継手構造をボルト継手に変更するなど対応策が必要となりますが、監督職員と協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計図書に示す条件に変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。
3	・金抜設計書 単価表一項目番号126～128 「交通規制工」	A～Dランプ橋及び葛川避溢橋、西脇橋の既設橋脚補強において街路交通規制(昼間、夜間)が発生しますが、公告時想定での規制回数をご教示願います。また規制材等を含む費用に関して、設計書、単価表等のどの項目に計上されていますでしょうか。受注後の詳細計画立案後の関係機関との協議により想定回数以上となった場合、もしくは公告時未計上である場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	一般道の交通規制に要する費用は諸経費に含まれます。そのため、具体的な一般道の規制回数はお答えできません。原則として一般道の交通規制回数の増減に伴う設計変更は行いません。
4	・金抜設計書 単価表一項目番号41 「鋼構造物の架設 既設鋼製橋脚の補強部材の架設」	既設鋼製橋脚への新設桁架設において沓座補強が本工事の施工範囲となっておりますが、施工箇所の橋脚(例えば横梁上面)の塗装劣化・損傷が著しいと見受けられます。受注後の調査や詳細計画立案後に塗装塗替・補修が必要となった場合、監督職員と協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書29-1「設計図書の変更及び追加について」に記載のとおり、既設鋼製橋脚の塗替塗装を追加する場合がありますので、設計変更の対象になるものとお考えください。
5	・設計図③Aランプ第1橋(PA1～P207) Aランプ第1橋(PA1～P207) 架設計画図	Aランプ橋(PA1～P207)架設計画図(その1)、(その2)の桁ブロック①②③の架設時は、重機、B1ベント設備が施工ヤード範囲外に配置されていますが、当該架設図に示すような施工ヤードの利用制限についてご教示願います。	架設計画図に示す施工ヤード範囲は、あくまで本工事にて地盤改良する範囲を示しております。本工事では、地盤改良する範囲外も利用可能ですので、利用制限は特にありません。

## 東京外環自動車道 八潮パーキングエリアランプ橋(鋼上部工)南工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
6	・設計図③Aランプ第1橋(PA1～P207) Aランプ第1橋(PA1～P207) 架設計画図	Aランプ橋(PA1～P207)架設計画図(その3)に示すPA3～PA1間の架設時には先行架設するPA3～PA4間のB1～B3ベントが消去されていますが、連続桁の出来形確保にはPA3～PA4間のベント支持は必要と考えます。現地の制約上PA3～PA1架設前にB1～B3を撤去しなければならない場合、PA3～PA1間の連結に伴う設備・作業(モーメント連結)が必要と考えますので、これらについて詳細計画立案後に監督職員と協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	架設計画図は参考であり、架設計画については受注者に任意性のあるもののため、変更協議の対象とはなりません。ただし、設計図書に示す条件に変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。
7	・設計図③Aランプ第1橋(PA1～P207) Aランプ第1橋(PA1～P207) 架設計画図	Aランプ橋(PA1～P207)架設計画図(その5)に示すクレーンは、ブーム旋回に合わせてカウンタウエイトワゴンも円弧軌道で移動しますが、図面では養生鉄板が移動起点部と終点部しか記載されていません。必要な養生設備が不足していますので受注後の詳細計画立案後に必要な養生対策について監督職員と協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	架設計画図は参考であり、架設計画については受注者に任意性のあるもののため、変更協議の対象とはなりません。ただし、設計図書に示す条件に変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。
8	・特記仕様書	特記仕様書25. 工事変更等検討会の設置について、本工事は現場条件の特殊性から発注時に想定した施工方法では施工が困難な状況が考えられますので、本検討会の頻度は、受注者の希望を考慮して開催していただけると考えてよろしいでしょうか。	工事変更等検討会は受注者発議での開催も可能です。
9	・特記仕様書	特記仕様書27—30 ヤード整備工について、架設ヤード整備のための土砂等の設置・撤去について記載されていますが、ヤード整備に伴う敷鉄板の運搬・敷設が必要となる場合は、監督職員と受注者とで協議して定めるものと考えてよろしいでしょうか。	監督員が必要と認めた場合は、設計変更の対象になるものとお考えください。
10	・金抜設計書 単価表 一項目番号30～48 「架設工」	大ブロック架設のために大型の部材吊金具を工場溶接する必要があります。これらの切断・撤去および仕上げ、これら吊金具撤去後のスタッドジベルの現場溶接については、監督職員と受注者で協議して定めるものと考えてよろしいでしょうか。	関連する契約単価に含まれるものとお考えください。
11	・特記仕様書	特記仕様書27—18 横変位拘束構造、27—19 段差防止構造、27—20 既設橋脚改良工 これらの施工に伴う作業用足場が詳細施工計画により必要となる場合は、監督職員と協議して定めるものと考えてよろしいでしょうか。	当初から作業用足場が必要と考えられる場合は、それに要する費用は関連する契約単価に含めてください。ただし、設計図書に示す条件に変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。

# 東京外環自動車道 八潮パーキングエリアランプ橋(鋼上部工)南工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
12	・設計図③Aランプ第1橋(PA1～P207) Aランプ第1橋(PA1～P207) 架設計画図	Aランプ橋の架設計画図全般において、重機組立・解体ヤード、桁地組ヤード、架設時のクレーン位置、ベント位置等、当初想定している計画に不具合がある場合は、架設工法の見直しを含め監督職員と協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。なお架設計画図(参考図)で見受けられる不具合の一部を下記に示します。 ・(その1)ラフィングジブの組立・分解が考慮されていない。特に分解が不可能。 ・(その4)ブロック⑩の地組桁とクレーンが干渉している。最小作業半径を考慮していない。吊具の高さを考慮していないためクレーン揚程が不足している。	架設計画図は参考であり、架設計画については受注者に任意性のあるもののため、変更協議の対象とはなりません。 ただし、設計図書に示す条件に変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。
13	・設計図④Aランプ第2橋(P207～P203) Aランプ第2橋(P207～P203) 架設計画図	Aランプ第2橋の架設計画図において、送電線直下の架設や重機の据付など、電力業者との協議および安全性に疑義がある場合は、架設工法の見直しを含め監督職員と協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	架設計画図は参考であり、架設計画については受注者に任意性のあるもののため、変更協議の対象とはなりません。 ただし、設計図書に示す条件に変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。
14	・設計図⑤Bランプ第1橋(P216～PB4) Bランプ橋(P216～BP4) 架設計画図	Bランプ橋(P216～BP4)架設計画図において、綾瀬川放水路護岸の直近に550吊トラッククレーンが設置されており、アウトリガの荷重による護岸への側圧に耐えられるものと考えますが、照査の結果により計画に変更が必要な場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計図書に示す条件に変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。
15	・設計図⑥Bランプ第2橋(PB4～PB8) Bランプ橋(PB4～PB8) 架設計画図	Bランプ橋(PB4～PB8)架設計画図において、地組ヤードに地組桁が配置された後で1350t吊クローラクレーンの組立ができない場合は、重機の据付期間・賃料について監督職員と受注者で協議して定めるものと考えてよろしいでしょうか。	架設計画図は参考であり、架設計画については受注者に任意性のあるもののため、変更協議の対象とはなりません。 ただし、設計図書に示す条件に変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。
16	・設計図⑧Cランプ橋(PC1～P213) Cランプ橋(PC1～P213) 架設計画図	Cランプ橋(PC1～P213)架設計画図(その2)において、800t吊リクローラクレーンのカウンタウエイトワゴンはクレーン旋回に合わせて移動するため、ワゴン走行部の範囲の地耐力や平坦性が確保されていない場合の対応策について、監督職員と受注者として協議して定めるものと考えてよろしいでしょうか。	架設計画図は参考であり、架設計画については受注者に任意性のあるもののため、変更協議の対象とはなりません。 ただし、設計図書に示す条件に変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。

東京外環自動車道 八潮パーキングエリアランプ橋(鋼上部工)南工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
17	<p>・設計図⑧Cランプ橋(PC1～P213) Cランプ橋(PC1～P213) 架設計画図</p>	<p>Cランプ橋(PC1～P213)架設計画図(その2)において、地組ヤードに地組桁が配置された後で800t吊クローラクレーンの組立ができない場合は、重機の据付期間・賃料について監督職員と受注者で協議して定めるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>架設計画図は参考であり、架設計画については受注者に任意性のあるもののため、変更協議の対象とはなりません。 ただし、設計図書に示す条件に変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。</p>